

血液等含有廃液の回収再開について

環境安全研究センターの実験廃棄物処理施設を休止したことに伴い平成 25 年 9 月より「血液等含有廃液」の回収を一時停止しておりましたが、このたび外部廃棄物処理業者への排出体制が整い、平成 26 年 4 月より回収を再開いたしましたのでお知らせいたします。

ここで、「血液等含有廃液」とは、哺乳類や鳥類の血液や体液等を含む廃液で、排出者が感染性でないことを保証できる廃液のことを指します。血液等含有廃液の排出希望者は、従来通り「排出許可番号」申請の上、環境安全研究センターに廃液を排出してください。回収した血液等含有廃液は、パブリックアクセプタンスの観点に基づき、環境安全研究センターから外部処理業者に感染性廃棄物として容器ごと処理委託します。

皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

血液等含有廃液の取り扱いについて：

・ 研究室における分別や排出許可番号申請、排出方法、処理料金については、以前の規定から変更ありません。

・ 回収した血液等含有廃液が入っている指定ポリ容器は、部局からセンターへ返却されたものとし、代わりに同分類の指定ポリ容器を同数、新規貸し出しとして排出部局にお渡しします。その容器に「処理済」の印が押された実験廃棄物処理依頼伝票（容器貼付用）が貼られています。